

静岡県告示第163号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

ばらの丘一丁目 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
島田市		ばらの丘一丁目	飛ヶ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域	
				1742-16	1号
		1742-17		2号	
		野田		1753-2	3号
		1753-2		4号	
		1753-1		5号	
		1753-1		6号	
		1754-1		7号	
		ばらの丘一丁目		1742-17	8号
		1742-17		9号	
		1742-18		10号	
		22-4		11号	
		22-3		12号	
		22-1		13号	
		22-1		14号	
		22-1		15号	
		11-1		16号	
1742-16	17号				